

盛岡市監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により行った定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成27年1月28日

盛岡市監査委員	熊谷喜美男
同	菊池秀一
同	佐藤敬三
同	川村幸子

- | | |
|--------------|-----------------------|
| 1 定期監査の結果の報告 | 平成26年10月31日付け26盛監第75号 |
| 2 対象部署及び事項 | 環境部に係る指摘事項 |
| 3 措置を講じた旨の通知 | 別添のとおり。 |

26 盛り第 2 - 3 号

平成 26 年 11 月 28 日

盛岡市監査委員 熊 谷 喜美男
盛岡市監査委員 菊 池 秀 一
盛岡市監査委員 佐 藤 敬 三
盛岡市監査委員 川 村 幸 子 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 26 年 10 月 31 日付け 26 盛監第 75 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（環境部リサイクルセンター）

随意契約の見積通知に当たり、無効となる見積様式を提示し、それに基づき契約を締結していた事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

2 措置の状況

(1) 措置の内容

担当者及び所属長に対し、再発の防止に努めるよう体制を見直すとともに、今後決裁に際しては、各自確認の徹底を図ることとした。

(2) 原因及び再発防止策の内容

発議及び決裁時の確認不足で、提出された見積様式の不備を発見できなかったことが原因であった。今後、見積徴収などの契約事務は複数で行う体制とするとともに、発意起案、決裁時の確認を徹底し、再発防止に努める。